

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第14号

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 家庭から排出された粗大ごみ（市が収集し、運搬し、及び処分するものに限る。）に係る手数料については収集までに徴収し、その他の家庭から排出された粗大ごみに係る手数料については搬入の都度徴収する。

第6条の3の見出しを「（納付券の交付及び貼付）」に改め、同条中「粗大ごみ処理手数料納付券」を「前項の規定により交付された納付券（同項ただし書に規定する場合又は次条第1項第2号の規定により手数料の減免を受けた場合には、市長が定める事項を記載した紙その他の有体物）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第6条第5号に規定する手数料（家庭から排出された粗大ごみ（市が収集

し、運搬し、及び処分するものに限る。)に係るものに限る。)を納付した者には、粗大ごみ処理手数料納付券(第1号様式の5)を交付する。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に当該手数料の納付を委託した者については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。